

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

～新旧対照表～

下線部分:改正箇所

改正	現行
健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について <u>本日付けで「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(令和7年環境省令第19号)等が公布され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。ついては、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和7年4月1日付け国水水第563号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知)について下記のとおり所要の改正を行い、当該改正について令和8年4月1日から適用することとしたため通知します。引き続き、下記1.のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き、国土交通省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記2.～6.のとおり速やかに情報提供をお願いいたします。</u> なお、貴都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者	健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について <u>国土交通省では、「飲料水健康危機管理実施要領」（令和6年4月1日制定）（以下「実施要領」という。）に基づきし、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（令和6年4月3日付け国水水第1号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知）（以下「令和6年課長通知」という。）により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて国土交通省への報告をお願いしているところです。</u> <u>今般、令和6年課長通知について下記の通り所要の改正を行いましたので送付します。引き続き、下記1.のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き、国土交通省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集</u>

等」という。) に対して、本件を周知いただくようお願いします。 記 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼 水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県(市・特別区含む)から、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等、国設置専用水道の設置者におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。 なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願い	を行いますので、下記2.～6.のとおりに速やかに情報提供をお願いします。 また、貴都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対して、本件を周知いただくようお願いします。 記 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼 水道原水又は水道(小規模水道を含む。)及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県(市・特別区含む)から、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等、国設専用水道の設置者におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、直ちに国土交通省各地方整備局等水道担当あて直接御報告をお願いします。 なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願い
--	---

します。 【情報提供をお願いしたいケース】（略） ①（略） ②（略） ③水質基準省令の表中 1 の項から 32 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合 ④（略） <u>また、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合は、漏れなく、国土交通省各地方整備局等水道担当あて御連絡をお願いします。</u> 【様式】（略） 【報告方法】（略） 6.（略） 7.（略） 以上	します。 【情報提供をお願いしたいケース】（略） ①（略） ②（略） ③水質基準省令の表中 1 の項から 31 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合 ④（略） <u>・報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合</u> 【様式】（略） 【報告方法】（略） 6.（略） 7.（略） 以上
---	---